

特別措置による国税の優遇措置のあらまし

平成25年度税制改正により、離島において従来措置されてきた国税に係る租税特別措置(工業用機械等の特別償却)が見直され、個人又は法人が、機械・装置、建物・建物附属設備及び構築物の取得等をして対象事業の用に供した場合は、5年間の割増償却ができるようになりました。

佐渡市では、平成25年8月1日から平成27年3月31日を適用期間とする「離島振興を促進するための佐渡市における産業の振興に関する計画」を策定しました。これにより、市内における平成25年8月1日以降の投資については、下記の内容により割増償却を行うことができますので、制度適用を希望される場合は、申告前に手続きをお願いします。

☆見直しのポイント

内発的発展をはじめとする産業振興をより効果的に推進するため、中小企業に関する要件緩和など(資本金規模に応じた取得価額の下限値を引下げ、対象業種・対象資産の拡大、設備等取得初年度の特別償却から取得等後5年間の割増償却への変更)が行われています。

☆対象業種

製造業、旅館業、情報サービス業等、農林水産物等販売業

☆対象事業

事業者の業種・資本金規模に応じて次の取得価額下限値以上の機械・装置、建物・附属設備、構築物の減価償却資産を取得した事業

☆業種・資本金額別 取得価額の下限値

業種	資本金額			
	1,000万円以下	1,000万円超 ～5,000万円以下	5,000万円超 ～1億円以下	1億円超
製造業	500万円以上		1,000万円以上 (新增設による取得に限る)	2,000万円以上 (新增設による取得に限る)
旅館業				
情報サービス業等	500万円以上		500万円以上 (新增設による取得に限る)	
農林水産物等販売業				

☆割増償却の償却限度額

取得した減価償却資産	償却限度額
機械・装置	普通償却限度額の32%
建物・附属設備、構築物	普通償却限度額の48%

☆割増償却期限 5年間

☆手続き方法

租税特別措置(割増償却)を活用するためには、税務申告前に佐渡市が定める「離島振興を促進するための佐渡市における産業の振興に関する計画」に適合する設備投資であることの証明書を税務署に提出する必要がありますので、税務申告前に市産業振興課で確認申請の手続きを行ってください。

☆市税の取扱い

市税の優遇措置については、右面の条件を満たす者に限り適用が受けられます。

詳細については、国土交通省ホームページ「半島・離島・奄美群島における割増償却制度」(http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/hra_zei.html)をご覧ください。